

## 弘前地区環境整備センター及び南部清掃工場の受入基準について

## 1. ごみの区分による現行の受入基準（産業廃棄物は受入不可）

ごみの区分	受入基準等
可燃ごみ	<b>【区分内容】</b> 資源ごみに分別できない燃える素材でできたもの
	<b>【受入施設】</b> 弘前地区環境整備センター及び南部清掃工場
	<b>【受入基準】</b> 受入するごみの長辺 60cm 未満（木材は直径 10cm 以下）
	<b>【具体例】</b> ・紙類 ・厨芥類 ・布類 ・繊維類 ・廃プラスチック類 ・木、竹、草類 ほか
不燃ごみ	<b>【区分内容】</b> 資源ごみに分別できない燃えない素材でできたもの
	<b>【受入施設】</b> 弘前地区環境整備センター
	<b>【受入基準】</b> 受入れするごみの長辺 45cm 未満
	<b>【具体例】</b> ・金属類 ・ガラス類 ・陶磁器類 ・蛍光灯 ほか
大型(粗大)ごみ	<b>【区分内容】</b> ・可燃ごみと不燃ごみのうち、長辺が一定の基準のもの ・各市町村が大型（粗大）ごみとして定めるもの
	<b>【受入施設】</b> 弘前地区環境整備センター
	<b>【受入基準】</b> ・可燃ごみ⇒長辺 60cm 以上 180cm 以下 ※木材は直径 20cm 以下で長辺 60cm 以上 150cm 以下 ・不燃ごみ⇒長辺 45cm 以上 180cm 以下
	<b>【具体例】</b> ・家具類 ・自転車 ・傘 ・ストーブ ・ガステーブル ・畳 ほか

ごみの区分	受入基準等
資源ごみ (かん)	【区分内容】 飲み物や食べ物などが入っていたアルミ製容器やスチール製容器
	【受入施設】 弘前地区環境整備センター
	【受入基準】 ・中身を空にし、水ですすぎ、アルミ製とスチール製を混合で搬入 ・スプレーかん等の廃エアゾール製品及び廃カセットボンベは中身を抜く
資源ごみ (びん)	【区分内容】 飲み物や食べ物などが入っていた無色・茶色・その他のガラス製容器
	【受入施設】 弘前地区環境整備センター
	【受入基準】 中身を空にし、水ですすぎ、色別搬入又は一括搬入（どちらも可）
資源ごみ (ペットボトル)	【区分内容】 食べ物や飲み物などが入っていたポリエチレンテレフタレート(PET)製容器
	【受入施設】 弘前地区環境整備センター
	【受入基準】 中身を空にし、水ですすぎ、キャップとラベルを取り除く。
資源ごみ (紙パック)	【区分内容】 飲み物が入っていた紙製容器
	【受入施設】 弘前地区環境整備センター
	【受入基準】 ・中身を空にし、水ですすぎ、切り開いた状態にすること ・内側がアルミコーティングされたものは可燃ごみ
資源ごみ (ダンボール)	【区分内容】 ダンボール製容器
	【受入施設】 弘前地区環境整備センター
	【受入基準】 汚れがひどいものは可燃ごみ
資源ごみ (紙製容器包装)	【区分内容】 紙パック及びダンボール以外の紙製容器や包装
	【受入施設】 弘前地区環境整備センター
	【受入基準】 中身が付着している場合は拭き取り、紙以外のものを取り除いたもの

2. 受入れできないごみ（分別収集している市町村が民間の処理施設へ直接搬入）

ごみの区分	区分内容（上段）及び受入れできない理由（下段）
<p style="text-align: center;">資源ごみ (プラスチック製容器包装)</p>	プラスチック製の容器や包装
	施設処理ライン休止中のため
<p style="text-align: center;">資源ごみ (新聞・雑誌・雑紙)</p>	新聞や雑誌、その他のリサイクル可能な紙（紙パック、段ボール以外の紙）
	現状の施設設備では処理が困難であるため